

(参考様式3)

会 議 録 (要約)

会議の名称	第16期第3回東村山市立公民館運営審議会				
開催日時	平成23年5月16日(月) 18時～21時				
開催場所	中央公民館 第3集会室				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 鎌田・縣・滝川・遠藤・川村・倉田・村上・小松 各委員 (市事務局) 内野公民館長・半井館長補佐・桑原萩山公民館長・名 倉富士見公民館長・嶋田廻田公民館長・門脇主事 ●欠席者： 川崎委員・内藤秋津公民館長				
傍聴の可否	傍聴 可能	傍聴不 可の場 合はそ の理由		傍聴 者数	なし
会議次第	1 あいさつ 2 報告事項 (1) 人事異動について (2) 中央公民館1階スナックについて (3) 各館より報告 (4) 東京都公民館連絡協議会委員部会第3回研修会(2/26) 報告について (5) 平成23年度東京都公民館連絡協議会定期総会(4/20) 報告について 3 検討事項 (1) 第49回東京都公民館研究大会について (2) 公民館の市民へのPR活動について(前回継続③) 4 その他 (1) 「公民館だより」1/20・3/20号について (2) 東村山市立公民館の陶芸窯の使用料に関する進行状況に ついて				

## 会 議 経 過 (要約)

### 1 あいさつ

- ・内野館長：3月の地震で第2回は中止となった影響で、今回は量的にも多く、内容的にも深い内容のものがあるので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
- ・川村会長：3月に開催できなかった分の積み残しがあるので、優先順位順に触れていくことをご了承いただきたい。

### 2 報告事項

#### (1) 人事異動について

- ・内野館長が報告

#### (2) 中央公民館1階スナックについて

- ・内野館長が閉鎖していた中央公民館1階スナックにNPOハナショウブが新たに「コミュニティーカフェハナショウブ」を4月1日より開店したことを報告

#### (3) 各館より報告

- ・内野館長が22年度の事業報告を報告
- ・半井館長補佐が22年度の決算と中央公民館について報告
- ・桑原萩山公民館長が萩山公民館について報告
- ・名倉富士見公民館長が富士見公民館について報告
- ・嶋田廻田公民館長が廻田公民館について報告

#### (4) 東京都公民館連絡協議会委員部会第3回研修会(2/26)報告について

- ・県委員より報告

#### (5) 平成23年度東京都公民館連絡協議会定期総会(4/20)報告について

- ・鎌田委員より報告

### 3 検討事項

#### (1) 第49回東京都公民館研究大会について

日時：平成23年12月11日(日)午前10時から午後4時(予定)

場所：東京都多摩社会教育会館(立川市)

- ・東村山市が1分科会を担当することになった
- ・平成24年度第50回東京都公民館研究大会事務局となる
- ・館長補佐：当市が担当する分科会の課題を決定しなければならない。
- ・会長：個人的に考えた叩き台として、課題候補が4つある。

① 公民館の有料化について

② 公民館の祝日開館について

③ 公共施設予約システム導入について

④ KJ 法による公民館の問題点の洗い出し

他であればご意見いただきたい。

- ・委員：各自治体で抱えている財政難等の現状下においては、既に当市の公民館で行っている有料化についてが適当ではないか。
- ・委員：学校教育の場として公民館を利用するという案もある。
- ・委員：当市では定期的に落語を行っているが、それを切り口にして「地域を元気にするために公民館が果たす役割」という課題はどうか。
- ・委員：分科会参加市にとっても当市にとってもそれが適当だと思う。
- ・会長：上記、「地域を元気にするために公民館が果たす役割」で、決定でよろしいか。それでは、研究大会事務局（日野市）へ報告願いたい。

(2) 公民館の市民への PR 活動について（前回継続③）

（副題：公民館利用者を増やすためにはどうしたらいいか）

- ・時間の都合で割愛

4 その他

(1) 「公民館だより」 1/20・3/20 号について

- ・委員：公民館だより作成に当たっては、協力をさせていただいた。
- ・会長：委員が公民館だよりの編集に携わることは非常に心強い。今後もよろしくお願ひしたい。また、発行回数を増やしてもらいたい。
- ・委員：発行回数が増えることは催事の予告ができるということ。これを行った、という終わった内容ではなく、これから何をするのかを発信すべきだ。

(2) 東村山市立公民館の陶芸窯の使用料に関する進行状況報告について

- ・委員：利用者には有料化の旨を告げているのか。
- ・館長：中央・富士見については窯の利用サークル全てに説明し、了解をいただいている。
- ・委員：秋津・廻田についても確認をとっていただきたい。
- ・会長：窯の有料化は当然だと思う。利用者にも尋ねてみたが、同様の意見が返ってきた。だが、有料化をするということはそれなりに責任が伴うということを十分理解しておかなければならない。
- ・館長：使用料の案といたしまして、他市の状況などを踏まえ
  - ① 素焼き・本焼きでそれぞれ料金を徴収する
  - ② 窯の占有日数ごとに徴収する
  - ③ 使用した電気量を徴収すると、3つの案がある。
- ・委員：料金計算の困難さから考慮すると、①の案が適当だと思う。
- ・委員：本焼きの料金が高額な市がある。釉薬がニクロム線にかかって故障

するリスクを考えれば高額はもつともだ。

利用者の使用方法も様々で、丁寧に使用いただきたい。

- ・会長：中央の窯は設置場所が問題だ。新規に買い換えるならば設置場所を考慮すべきだ。
- ・館長補佐：業者には、外部で雨風に晒される状態での使用は考慮していないと言われている。
- ・委員：それに美術工芸室を経由しなければたどり着けないのは問題だ。
- ・館長補佐：確かに他の団体が美術工芸室を利用しているところを通り抜けて窯まで行くというのはお客様から使いにくいと言われている。改善してほしいと要望されている。
- ・会長：多くのご意見ありがとうございます。他にご意見はよろしいか。それでは、本審議会としては、有料化はやむを得ないと集約させていただきたい。  
ただ、使用料全般が一般会計に計上されているが、公民館使用料は基金として故障の際など修繕に使えるようにならないか。利用者側からすれば当たり前かと思うが有料化するのならば、このことにも検討が必要と感じる。
- ・館長：今後は、ご意見を参考に老朽化している陶芸窯の買換えを含め、有料化に向けて詳細を詰めて行きたい。

## 5 連絡事項

- ・次回開催は9月12日（月）18:00から

問 合 せ 先	教育部公民館庶務係 担当者名 半井・門脇 電 話 番 号 042-395-7511 ファクス番号 042-395-7515
---------	--